

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和5年度第1回武蔵村山市行政改革推進委員会
開 催 日 時	令和5年9月1日(金) 午前10時28分から午前11時53分まで
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者:比留間委員長、小林副委員長、岩瀬委員、高橋委員、日向野委員 欠席者:なし 事務局:企画財政部長、企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任
報 告 事 項	行政改革推進委員会について
議 題	1 委員長及び副委員長の互選について 2 令和4年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1: 委員長及び副委員長の互選について 委員の互選により、委員長は比留間委員に、副委員長は小林委員に決定した。 議題2: 令和4年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について、委員から意見をいただいたが、助言、勧告等はなかった。 議題3: 特になし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=委員 ●印=事務局	報告事項 行政改革推進委員会について ● 行政改革推進委員会について説明する。 会議次第1ページの「1 行政改革推進委員会の所掌事務等」について、当委員会は、本市における行政改革を推進し、もって開かれた簡素で効率的な市政運営を図るために設けられたものであり、委員会の所掌事務は行政改革大綱の実施状況について審議し、必要に応じて市長に対し助言、勧告等を行うことである。 次に、「2 行政改革推進委員会の委員」について、当委員会は、5人の委員をもって組織され、委員の任期は、委嘱日である令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となる。 次に、「3 行政改革推進委員会の会議の開催」について、当委員会の会議は、年度の上半期・下半期にそれぞれ1回、年間で計2回の開催を予定している。また、会議の開催時間は、各回とも原則として1時間半程度とさせていただきたいので、御協力をお願いする。 次に、「4 行政改革大綱」について、現在進捗管理を行っている「第七次行政改革大綱」は、令和3年度から令和7年度までの5年間を推進期間としている。 なお、「行政改革大綱」とは、本市が取り組むべき行政改革の基本理念等を定め、本市のまちづくりの指針となる最上位計画である「長期総合計画」に掲げる政策の実現を支える行政改革の指針として、中・長期的な行財政運営の在り方を示すものである。 この行政改革の基本理念を着実に達成し、具現化するために、体系化した全82の推進項目を掲載している。 次に、「5 行政改革大綱推進計画」について、「行政改革大綱推進

計画」は、本市の行政改革を計画的かつ着実に推進するため、毎年度策定することとしており、社会経済情勢の変化等に応じて実施時期や所管課等について適宜見直しを行うこととしている。

今回、審議の対象となるのは、令和4年度から令和7年度までを推進計画とする「武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画（令和4年度～令和7年度）」である。

これについては、第七次行政改革大綱の内容から必要に応じて年次計画や達成基準などについて修正を加え、該当する箇所に網掛けを行っているので、後程御参照いただきたい。

次に、「6 行政改革の推進体制」については、行政改革を推進するに当たり、当委員会のほか、市長を本部長として庁内の部長職で組織する「行政改革本部」により行政改革大綱の推進に取り組んでいる。

行政改革大綱の推進状況については、半期ごとに調査し、その結果を行政改革本部及び当委員会に報告するとともに、市報、市ホームページ等で市民に公表することとしており、会議次第2ページに推進体制のイメージ図を記載しているので御参考いただきたい。

最後に、「7 行政改革推進委員会の会議の公開」について、当委員会の会議の公開については、「武蔵村山市行政改革推進委員会の会議の公開に関する運営要領」を制定し、対応しているところであり、非公開情報に係る審議を除き、公開することとされ、また、傍聴の申込みがあった際は、委員長は、会議の開会前に傍聴の許可を行うものとされている。

なお、会議録及び会議資料については、発言された委員が特定できない形で作成し、市ホームページ及び市政情報コーナーにおいて公表する。

この運営要領の根拠となる関連の指針及び規則については、資料一覧3ページから6ページに記載した資料3『武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針』及び資料一覧7ページに記載した資料4『武蔵村山市行政改革推進委員会の会議の公開に関する運営要領』を後程御参照いただきたい。

【質疑・意見等】

- 特になし。

議題1 委員長及び副委員長の互選について

委員長及び副委員長の互選を行ったところ、委員長に比留間委員を推薦する意見、副委員長に小林委員を推薦する意見があり、比留間委員を委員長に、小林委員を副委員長に選任することとした。

議題2 令和4年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について

- 令和4年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について説明する。

まず、会議次第4ページ「1 推進状況調査の実施」について、令

和4年度末における第七次行政改革大綱の推進状況を把握するため、本年5月1日から5月19日にかけて、各課へ照会を行っている。

続いて、「2 推進状況調査の結果」については、別添の「武蔵村山市第七次行政改革大綱 令和4年度末推進状況報告書」に沿って説明する。

本報告書は、「第七次行政改革大綱推進計画（令和4年度～令和7年度）」の推進状況について所管課へ調査を行い、その結果を取りまとめたものである。

本報告書の目次の下段の凡例には3ページ以降の各推進項目の実施状況についての区分を記載している。

1ページの「第1 令和4年度末推進状況総括」、「1 実施状況等について」について、「実施状況等集計表」は、令和4年度から令和7年度までを推進期間とする「武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画」について、令和4年度末における各推進項目の実施状況を改革の柱・推進体系ごとに「実施済」から「未実施」までの4項目で整理したものである。

内訳は、全82の推進項目のうち、「実施済」が34件、「継続中」が24件、「準備中」が17件及び「未実施」が7件となっている。各項目の実施割合は、記載のとおりで、推進計画に従い、おおむね予定どおり進捗している。

また、財政効果額については、各種取組の結果、期間累計で約10億7千万円となっており、推進体系別の実績については、表に記載のとおりである。

2ページの表「実施状況等の推移」については、年次（推進）計画と当該年度末の実施状況等について年度ごとの推移を記載している。令和4年度に実施済又は継続中となった項目は、令和3年度と比較して22項目、26.9ポイント、財政効果額は約4億5千万円増加している。

3ページから6ページまでの「実施状況等一覧」は、各推進項目の実施状況等の一覧表として、令和4年度の推進計画や、年度末における実施状況等を整理している。

なお、実施状況等の欄に、括弧書きで記載のある「◎」、「○」、「△」、「－」については、各推進項目の実施状況をそれぞれ「目標以上」、「目標どおり」、「目標以下」、「未実施」の4つの区分で表記したものである。

また、所管課の表記については、令和4年度において推進項目を所管していた課としており、令和5年度における組織改正は反映していないので御承知おきいただきたい。

「財政効果額」については、各推進項目の実施により生じた効果額であるが、金額での比較が可能となるものについて算出することとしており、その金額を記載している。

7ページから34ページまでの「第2 令和4年度末推進状況一覧」は、令和4年度末の各推進項目の推進状況について個別に整理している。

なお、実施結果については、本年4月以降に取組が進展し、現状と合っていない項目もあるが、令和4年度末における状況ということで、御覧いただきたい。

本日は、「実施等」と位置付けられ、令和4年度末までに推進目標を達成すべきとされている推進項目のうち、令和4年度上半期から一定の動きがあった15件と、令和4年度の推進計画を前倒して実施しているなど、実施水準が目標以上となった6件の、合計21件の実施状況について説明する。

「項番6 死亡・相続ワンストップサービスの検討」

本推進項目は、市民の利便性の向上を図るため、死亡手続等に関する総合窓口である「おくやみコーナー」の設置について検討するものである。

令和4年度推進計画を「検討結果報告書の提出」としており、検討委員会を設置して検討を進め、検討結果報告書が提出されたことから、実施状況を「検討終了」としている。

なお、報告書の内容は、本市の高齢化の状況や、市民サービスの向上の観点から、「おくやみコーナー」を設置するべきであり、また、設置に当たっては、手続の簡素化や事務の効率化を図るため、「書かない窓口」を前提とするほか、テレビ会議システムを採用し出先機関でも「おくやみコーナー」での対応と同等の対応を可能とすることなどが必要であるとしている。

「項番9 村山温泉かたくりの湯の在り方の検討」

本推進項目は、村山温泉かたくりの湯におけるリニューアルの効果等を検証し、今後の在り方を検討するものである。

令和4年度に「検討結果報告書の提出」を予定していたが、次期指定管理者の公募を行ったところ応募者がおらず、令和5年4月1日以降、施設を一時閉館とし、在り方検討委員会を設置して今後の施設の在り方について検討を進めることとしたため、実施状況を「準備中」としている。また、推進計画のとおり達成できなかったため、実施水準を「△：目標以下」としている。

なお、このことに伴い、令和5年度推進計画を「検討結果報告書の提出」に変更している。

「項番10 市民まつりの見直し」

本推進項目は、武蔵村山観光まちづくり協会との役割分担を踏まえ、市民まつりの実施内容、実施体制等の抜本的な見直しを行うものである。

令和4年度推進計画を「実施」としており、検討部会を設置し、イベント内容、開催方法等について検討した結果を踏まえ、実行委員会の事務局を武蔵村山観光まちづくり協会に移管することを見据え、事業の一部を担わせて、令和4年11月に規模を縮小して新会場において市民まつりを実施したことから、実施状況を「実施済」としている。

「項番 1 2 福社会館の在り方の検討」

本推進項目は、子どもから高齢者までの幅広い世代が利用・交流できる事業の実施など、福社会館の在り方について検討するものである。

令和 4 年度推進計画を「検討結果報告書の提出」としており、検討委員会を設置して検討を進め、検討結果報告書が提出されたことから、実施状況を「検討終了」としている。

なお、報告書の内容は、福社会館内で実現可能な多世代間交流事業として①「福社会館の既存設備を活用した児童館事業」、②「高齢者と児童での対抗事業」、③「高齢者や来館児童が得意な分野で相互に指導する交流事業」の三つの新たな事業案がまとめられており、これを参考に今後の事業を検討していくとしている。

「項番 1 4 子どもカフェ事業の見直し」

本推進項目は、子どもカフェについてコミュニティ拠点としての在り方を検討するとともに、実施日や実施場所等の見直しを検討するものである。

令和 4 年度推進計画を「実施」としており、検討委員会における検討結果や子どもカフェ参加者へのアンケート結果を踏まえ、令和 4 年 10 月に三ツ木地区会館での出張子どもカフェを試行実施しており、今後、類似事業との統合により新たな事業の展開に向けて検討を進めていくことから、実施状況を「継続中」としている。

「項番 1 6 成人式の見直し」

本推進項目は、効果的な成人式の実施に向けて実施方法等の見直しを行うものである。

令和 4 年度推進計画を「実施」としており、成人式の在り方に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、令和 4 年度に成人式の名称を「20歳を祝う会」に変更し、従来どおり、満 20 歳の市民を対象として実施したことから、実施状況を「実施済」としている。

「項番 1 9 介護人材の確保策の検討」

本推進項目は、市内の介護事業所等における深刻な人手不足に対応するため、介護人材の確保に向けた支援策について検討するものである。

令和 4 年度推進計画を「検討結果報告書の提出」としており、所管課において検討を進め、検討結果報告書が提出されたことから、実施状況を「検討終了」としている。

なお、報告書の内容は、現在実施している介護職員初任者研修課程受講費用助成金交付制度を継続して実施することや、介護職員養成研修事業運営補助事業について研修実施事業者の赤字の補填補助を可能とすることなど、現行事業を継続及び充実させることが挙げられている。また、新規事業として事業所との共催による合同就職説明会の実施や、介護支援専門員に対する就労支援金支給制度及び資格更新研

修受講料補助制度の創設を検討していくことが適当であるとしている。

「項番 2 2 児童発達支援に係る庁内連携体制の拡充」

本推進項目は、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない児童発達支援を行うため、各課が実施する支援内容を共有する新たな仕組みを構築し、連携体制の更なる充実を図るものである。

令和 4 年度推進計画を「実施」としており、令和 4 年 3 月に「障害児支援連携委員会」を設置し、委員会を開催したほか、関係各課への調査を実施し、連携するケース等の検討を行ったため、実施状況を「実施済」としている。

「項番 2 3 がん検診（精密検査）の受診勧奨」

本推進項目は、がんを早期に発見し、市民の健康増進を図るため、各種がん検診の精密検査受診率の向上策を検討し、実施するものである。

令和 4 年度推進計画を「→」としており、令和 3 年度に要精密検査対象となった市民に発送する案内通知の内容を見直したほか、電話勧奨や個別通知による受診勧奨を実施した結果、令和 3 年度の各種がん検診における精密検査受診率が 79.7%（平均値）となった。

各種がん検診の精密検査の受診率が確定するのが、翌年度の秋頃となるため、新たに令和 3 年度の各種がん検診における精密検査受診率を記載し、達成基準を上回ったことから、実施水準を「◎：目標以上」に変更している。

「項番 2 5 特定保健指導の利用勧奨」

本推進項目は、特定健康診査の結果に基づく保健指導対象者に対し、生活習慣病の発症を予防するため、個々の生活習慣の改善に主眼を置いた保健指導の利用勧奨を実施するものである。

令和 4 年度推進計画を「→」としており、保健指導対象者に対して、令和 3 年度に個別通知による受診勧奨、電話勧奨、公共施設での出張特定保健指導を実施した結果、令和 3 年度の国民健康保険被保険者の特定保健指導実施率は 4.1%となった。

特定保健指導の実施率が確定するのが、翌年度の秋頃となるため、新たに令和 3 年度の実施率を記載し、達成基準を大きく下回ったことから、実施水準を「△：目標以下」に変更している。

なお、所管課では、特定保健指導の利用率が低迷しているのは、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への受診控えが一因となっているものと分析している。

「項番 3 0 電子図書の導入」

本推進項目は、市民の利便性の向上を図るため、図書館への電子図書の導入について検討、実施するものである。

令和 4 年度推進計画を「実施」としており、令和 4 年 10 月に電子

図書館システムを導入し、運用を開始したことから、実施状況を「実施済」としている。また、当初の推進計画を前倒して実施したことから実施水準を「◎：目標以上」としている。

「項番４０ 広聴のデータベース化」

本推進項目は、市長への手紙やタウンミーティング等において市民から寄せられた意見をデータベース化し、庁内で情報共有する仕組みを構築するものである。

令和４年度推進計画を「実施」としており、市民から寄せられた市政等に関する意見や要望をデータベース化し庁内で共有できる「住民の声収集システム」について、令和５年３月に運用を開始したことから、実施状況を「実施済」としている。

「項番４５ 職員接遇マニュアルの改訂」

本推進項目は、職員の意識改革を促し、市民サービスの更なる向上を図るため、職員接遇マニュアルを改訂するものである。

令和３年度に「実施」を予定していたものであるが、令和５年３月に職員接遇マニュアルの全面改訂を行ったことから、実施状況を「実施済」としている。また、当初の推進計画に遅れて実施したことから、実施水準を「△：目標以下」としている。

「項番４７ 広告収入の在り方の検討」

本推進項目は、歳入の増加を図るため、市報や市ホームページ以外の広告媒体の検討や広告料の単価の見直しなど、広告収入の在り方について検討するものである。

令和４年度推進計画を「検討結果報告書の提出」としており、所管課において検討した結果を広告審査会へ報告し意見を伺った上で作成した検討結果報告書が提出されたことから、実施状況を「検討終了」としている。

なお、報告書の内容は、市報及び市ホームページへのバナー広告料収入は増加傾向にあるため、これを維持していくことが望ましく、また、新たな広告媒体の検討については、各部署において、市の財政状況等に鑑みて広告料を原資とする事業を検討する必要があるため、その場合は引き続き広告掲載審査委員会で審査するとしている。

「項番４８ 企業版ふるさと納税制度の導入」

本推進項目は、地方創生事業への更なる企業の参画を促すため、地域再生計画を作成し、企業版ふるさと納税制度を活用した寄附の受入を実施するものである。

令和４年度に「実施」を予定していたものであるが、本制度を活用できる新規事業の選定や企業との調整など、実施方法について更に検討する必要があるため、実施状況を「準備中」としている。また、推進計画のとおり達成できなかったため、実施水準を「△：目標以下」としている。

なお、このことに伴い、令和5年度推進計画を「検討」に、令和6年度推進計画を「実施」とする推進計画に変更している。

「項番56 臨時財政対策債の発行額の抑制」

本推進項目は、計画的で安定的な財政運営を推進するため、臨時財政対策債の発行額について、当該年度の臨時財政対策債の元金償還額を下回る金額へと抑制するものである。

令和4年度推進計画を「→」としており、令和4年度における臨時財政対策債の発行額が、当該年度の臨時財政対策債の元金償還額を下回る金額となり、当初の実施時期を前倒して達成したことから、実施水準を「◎：目標以上」としている。

「項番60 シルバー人材センターへの財政支援等の在り方の検討」

本推進項目は、法人の独立性を確保するため、財政基盤の安定化に向けた取組を促すとともに、市の財政支援等の在り方について検討するものである。

令和4年度推進計画を「検討結果報告書の提出」としており、検討委員会において検討を進め、検討結果報告書が提出されたことから、実施状況を「検討終了」としている。

なお、報告書の内容は、これまで人件費及び管理運営費を補助対象経費としていたものを、人件費のみを補助対象経費とし、その人件費のうち職員退職金引当金（退職給与引当金預金支出）及び市の基準を超過して支出している費用を補助対象外とする等の見直しを行い、財政負担の軽減及び法人運営の自立化を図ることが適当であるとしている。

「項番64 行政評価制度の見直し」

本推進項目は、市民の視点に立った効率的かつ効果的な市政を推進するため、新たな評価方法について検討し、制度の見直しを行うものである。

令和4年度推進計画を「実施」としており、令和3年度に制度の抜本的な見直しを行い、これを令和4年度に反映し、評価の対象を拡大して行政評価を実施したことから、実施状況を「実施済」としている。また、当初の推進計画を前倒して実施したことから、実施水準を「◎：目標以上」としている。

「項番68 Web会議の拡充の検討」

本推進項目は、業務の効率化等を推進するために実施しているWeb会議について、庁内会議での運用を検討するものである。

令和4年度に「検討結果報告書の提出」を予定していたが、Web会議端末の拡充のほか、対面による会議等の場において一部の参加者が参集できない場合であってもインターネット回線を通じたリモート参加を可能とする機器を導入し、令和5年2月から運用を開始したことから、実施状況を「実施済」としている。また、検討を進めて取

組を既に実施しており、当初の達成基準を上回る実施結果となったことから、実施水準を「◎：目標以上」としている。

「項番 70 ビジネスチャットの導入の検討」

本推進項目は、業務の効率化を図るため、庁内で利用できるビジネスチャットの導入を検討するものである。

令和4年度に「検討」、令和5年度に「検討結果報告書の提出」を予定していたが、令和5年3月にビジネスチャット機能を有するグループウェアシステムを導入したことから、実施状況を「実施済」としている。また、検討を進めて取組を既に実施しており、当初の達成基準を上回る実施結果となったことから、実施水準を「◎：目標以上」としている。

「項番 81 家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入」

本推進項目は、ごみの減量及び資源化の推進等を図るため、家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入を行うものである。

令和4年度推進計画を「実施」としており、導入に当たって、市民説明会等の実施やその動画の配信、指定収集袋の作製及び販売、排出場所調査、コールセンターの開設等を行い、令和4年10月から家庭ごみ有料化及び戸別収集を開始したため、実施状況を「実施済」としている。

【質疑・意見等】

- 東京都知事が議会で表明した、多摩都市モノレールの市内延伸の時期について伺いたい。
- 2030年代半ばの開業を目指すとのことである。
東京都が施工する新青梅街道の拡幅整備に伴い本市が管理している污水管の敷設替え工事を行うこととしている。
- 多摩都市モノレールの延伸を見据え、今後の本市の発展に期待したい。

項番 9 村山温泉かたくりの湯の在り方の検討

- 温泉施設は令和5年4月1日以降一時閉鎖されているが、今後廃止されてしまうのか。
- 温泉施設の今後の在り方については、外部有識者で構成する在り方検討委員会を設置して検討を進めており、その結果を踏まえて市としての考えを取りまとめていく予定である。
- 例えばクラウドファンディング型ふるさと納税を活用して寄附を募ることや、幼稚園・保育園、小・中学校を対象に温泉施設を活用して様々な体験ができるようにすれば、安定した利用につながり、集客の確保に結び付くのではないか。
また、多摩都市モノレールの市内延伸を見据えた新駅周辺や沿線まちづくりが進む中で、温泉施設と市内の幼稚園・保育園、小・中学校を結び付ける交通などを検討してほしい。

- 多摩都市モノレールの市内延伸を見据えた新駅周辺や沿線まちづくりについては、今後の本市の発展に向けて、多くの集客を見込める商業施設等の誘致や周辺地域の開発等により注力することとしており、地域の公共交通などを含めて検討を進めていくこととしている。

項番 10 市民まっりの見直し

- 本年度は市民まっりを開催しないと聞いているが、今後は毎年実施していくのか。
- 既に御案内のとおり、昨年度実施した市民まっりの会場である榎一丁目市有地からアスベスト含有建材片が発見され、現在東京都で調査中である。

現状、当該市有地は、アスベスト飛散防止対策工事を実施しシートで覆っており、他に会場の候補とする土地がないことから同規模の市民まっりを開催することは困難との結論に至り、本年度は開催を見合わせることにした。

また、東京都の調査の進捗や今後の対応等も明らかでないため、来年度以降の開催に言及することは難しい。
- イオンモールが土地の貸出しなどの協力を申し出たという話を聞いた。大規模でなくとも、イオンモールの土地の一部を会場として開催することも可能ではないか。
- 榎一丁目市有地の工事や市民まっりの開催に当たっては、市及び市民まっり実行委員会に責任の一端があり、現在も調査を進めている状況であることや、今後の対応に数千万から億単位の費用負担が発生する可能性があることを考慮すれば、市民まっりの開催については慎重に判断せざるを得ない。
- イオンモールで先日開催された「つむぐ夏祭り」などのように、小規模でもいいので市民まっりの開催を望む市民の声も聞かれている。
- 市民まっり実行委員会又は別団体として参画するかは別として、例えばイオンモールが主催するイベントに対して何らかの協力を行うということについては検討の余地があると思われる。

項番 43 代替休暇制度の導入

- 職員人件費の増大は、市の財政にも大きな影響を与える。加えて時間外勤務に対する割増賃金は高く、時間外勤務を行う場合にも、それほど優先度や緊急性の高いものなのか、職員は時間外勤務の意識を改めてほしい。
- 時間外勤務は、原則、所属長が職員に対して時間外勤務を命令することにより行っている。
- 時期によって忙しい部署もあるのではないか。
- 課税課など、業務の繁忙期には時間外勤務が常態化する部署がある。また、事務量のほか、人口規模が同等の他の自治体と比較すると、本市の職員数は少ないため、職員一人当たりの負担が大きいことや、人員配置、職員の能力など、時間外勤務が発生する要因は様々である。
- 時間外勤務の抑制策を講じているのか。

- 毎週水曜日に加えて、毎月10日、給料日、30日をノー残業デーと設定し、1億円キャップ制を導入しているが、残念ながら超過している。
- 本制度の導入に職員組合が合意しない理由は何か。
- 恒常的に時間外勤務が発生している状況では代替休暇の取得は困難であり、制度の導入は難しいとの主張であると思われる。
- そもそも本制度は職員の健康保持を目的として職員課が導入を希望しているのか。
- 第七次行政改革大綱の策定時に職員課から希望があった。
- 推進計画では令和4年度に「検討」、令和5年度に「実施」となっている。
- 代替休暇制度の導入には、労使協定の締結が必要であり、本制度の導入に向けて職員組合と協議したが合意に至らなかった。今後も引き続き、職員組合に協議を申し入れ、合意に向けて交渉していく予定である。
- 職員組合との協議次第ということであるが、合意に至るのは困難だと思われる。
- 民間企業においても身体的、精神的な理由により休職に至る人が多い。現在、休職中の職員は何人くらいなのか。
- 現在は10人弱だと思われる。
- 引き続き本制度の導入に向けて協議するとともに、適正な人員配置についても考えてほしい。

項番80 公の施設使用料の見直し

- 各課で見直しを実施しているのか。
- 公の施設を所管する関係各課の職員で構成される会議体において、公の施設使用料の見直しについての検討を行っている。
- 大南公園野球場について、夜間の使用料は2時間当たり7,660円と設定されているが、他市の使用料と比べて高額だと感じる。
照明などのナイター設備に係る費用を踏まえて使用料が設定されるのは理解できるが、高額のため夜間に施設を利用する団体がほとんどいない。
一方、昼間は施設の利用希望者が多く、抽選となるため競争率が高い状況である。
- 昼間に利用できる野球場を求めて立川市など近隣市の施設に申し込む場合もある。各施設によって設備も異なるため一概に当該野球場の使用料が高額とは言えないものの、利用する団体がいないのは、公の施設としていかがなものか。
- 御見込みのとおり、当該施設の夜間の使用料は、ナイター設備などの施設の維持管理費を踏まえて設定している。しかし、使用料が高額なため施設が利用されないのであれば、公の施設として意義をなさないもので所管課に申し伝える。
- 照明等の設備に見合った金額設定なのかもしれないが、夜間の使用料が安価になることによって、昼間の施設利用者が夜間に分散され

ば、施設をより有効に活用できる。

多くの利用希望者が施設を利用できるように、現在の利用状況等を踏まえて使用料の見直しを検討することを求めたい。

項番 8 1 家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入

○ 本市でも家庭ごみ有料化及び戸別収集が導入され、ごみの減量につながることを期待する。一方、戸別収集の導入に伴いごみ収集に係る車両や作業員など収集業者への業務委託料がかさむと思うが、財政効果はどうか。

● 正確な金額は把握していないが、御指摘のとおり、戸別収集の導入に伴い委託業者に支払う費用や指定収集袋の製造に係る費用などは増額が見込まれる。

一方、小平・村山・大和衛生組合負担金については、ごみの搬入量に応じ構成市で負担することとしており、ごみの減量に伴い同組合へのごみの搬入量が減少すれば、本市の負担金の減額が見込まれる。

現状では、財政効果がどの程度となるのかは判断できない。

○ 順次、ごみ集積所が閉鎖されているところだが、戸別収集はカラスによるごみの散乱被害が懸念されるため、そのまま利用できないか。

● 御案内のとおり、公有地のごみ集積所は原則不法投棄防止の観点から順次閉鎖している。

一方、民有地のごみ集積所についても原則閉鎖しているが、所有者全員の同意により継続利用する場合もあり、ケースバイケースとなる。また、都営村山団地などの集合住宅はそもそも戸別収集に適していないため、従来どおりごみ集積所を利用している。

○ パネルで閉鎖するにも費用がかかる。単にパネルで閉鎖するだけではなく、例えばベンチを設置して市民の休憩場所として活用することはできないか。

● 現状、公有地のごみ集積所は順次閉鎖する方針だと聞いている。

○ 公有地のごみ集積所について、市へ問い合わせたところ、利用者全員で費用を負担し土地を買い取ることによって今後も利用可能だと聞いた。しかし、固定資産税のことを考慮すると躊躇してしまう。

○ ごみ集積所とは異なるが、選挙ポスターの掲示板も候補者が少なく空きスペースが目立ち、設置費用を考慮するともったいない。

● 選挙管理委員会事務局において、過去の実績を踏まえた上で候補者数を見込んで発注していると思われる。実際の候補者数に対して不足が生じないよう手配しているため御理解いただきたい。

議題 3 その他

● 本日の会議録については、事務局で作成次第各委員に送付し、確認いただきたいと考えている。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

会議の 公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者： <u> 0 </u> 人
	<input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 []	

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示	
	<input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：))	

庶務担当課	企画財政部 企画政策課（内線：374）
-------	---------------------

（日本産業規格A列4番）